

総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項(具体事例)

具体事例について

総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項(以下「統一事項」という。)の「1. 提出が必要な資料と審査の対象」、「2. 入札の無効」、「3. 評価しない事項」、「4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合」、「5. 追加資料の提出を求める場合」の具体事例について一例を掲載する。

1. 提出が必要な資料と審査の対象の具体事例

(1)、(2)、(4)提出資料の種類、提出方法と審査の対象

提出が必要な資料と審査の対象は、以下のとおりである。

資料の種類	資料の説明	提出がない場合等の取扱い	備考
<①技術資料>  (提出:必須) 【審査の対象】	入札公告「提出する書類」で指定した全ての資料 企業の技術力を評価(加算点を算定)するための基礎となる資料	(1)「技術資料表紙」の提出がない等の場合、「入札の無効」 (2)下記の場合、該当箇所は評価しない ①「技術資料表紙」以外で提出がない技術資料がある ②評価基準と合致しない ③技術資料と添付資料の記載内容が異なる ④記載漏れ ⑤判読できない	(1)について 統一事項の2.(1)に該当 (2)について ①統一事項の3.(1)に該当 ②統一事項の3.(3)に該当 ③統一事項の3.(6)に該当 ④統一事項の3.(7)に該当 ⑤統一事項の3.(8)に該当
<②添付資料>  (提出:必須) 発注者が求めたもの 【審査の対象】	入札説明書又は技術資料で、評価対象の内容を確認するため発注者が求めた資料	下記の場合、該当箇所は評価しない ①提出がない ②評価基準と合致しない ③資料の不足等により評価基準との整合が確認できない ④発注者が求めた条件と異なる ⑤技術資料と添付資料の記載内容が異なる ⑥判読できない ⑦ファイル形式が異なる	①統一事項の3.(2)に該当 ②統一事項の3.(3)に該当 ③統一事項の3.(4)に該当 ④統一事項の3.(5)に該当 ⑤統一事項の3.(6)に該当 ⑥統一事項の3.(8)に該当 ⑦統一事項の3.(9)に該当
<③押印済資料>  (提出:適宜) 【審査の対象】	・発注者が収受印欄に押印した技術資料の写しで、技術資料および添付資料とみなす資料 ・本資料提出の場合は、技術資料および添付資料の提出は不要	(4)下記の場合、評価しない ①押印済資料の評価対象条件(対象工事、有効範囲等)と当該入札案件で求めている条件と整合がとれていない	①統一事項の4.(3)に該当
<参考資料>  (提出:協力) 【審査の対象外】	技術資料提出にあたり作成したエクセルファイル	提出がない場合、発注者から提出を依頼することがあるので、協力すること。	統一事項の1.(1)に該当

(3) 提出が不要な資料

①実績が無いなど**加算対象外の技術資料は、提出しなくてよい。**

(例：企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の技術資料）

(様式-4) 評価項目(1)-③	
企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業体)名: _____	
対象となる年度・機関等:	島根県内の公共事業において、平成28年度から令和2年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
工事種別:	プレストレストコンクリート構造物工事(旧プレストレストコンクリート工事)
建設工事の種類:	土木一式工事
表彰者の区分	表彰者を選択
受賞年度	※竣工年度ではありません
工事名の区分	「契約工事名」、「表彰状記載工事名」を
工事名	
工事種別	
建設工事の種類	

(1) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
 (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
 (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
 (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料の提出は、不要

【重要】
エクセルファイルのシートは、絶対に削除しないで下さい。

「対象なし」など記載不要

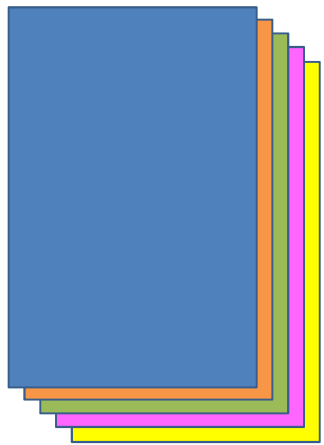
技術資料提出時のお願い

技術資料は、発注者が評価項目毎に審査しやすいよう、技術資料と添付資料をできる限り**1つの PDF ファイルに統合**するとともに、各技術資料の後に関連する**添付資料を挿入**し提出するようお願いする。

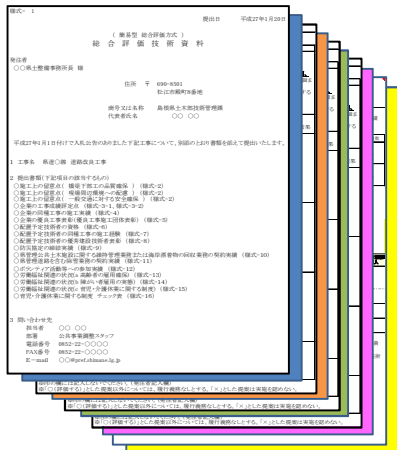
技術資料



添付資料



・ 1つの PDF ファイルに統合
・ 各技術資料の後に関連する添付資料を挿入

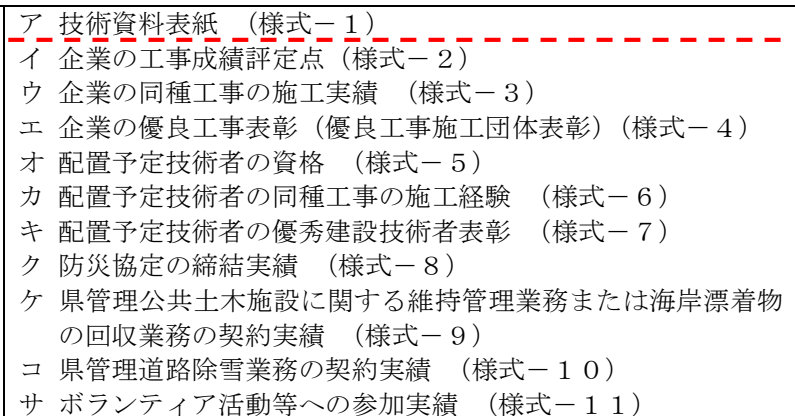





2. 入札の無効の具体事例

次に該当する場合、入札の無効とする。

(1) 技術資料表紙の提出がない等

- ① 入札公告「提出する書類」で指定した技術資料の「技術資料表紙」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の記載がないもの若しくは記載に誤りがあるもの、又は「技術資料表紙」が期日までに提出がない場合。

技術資料の内容	ア 技術資料表紙 (様式-1)				未提出 ⇒ 「 <u>入札の無効</u> 」
	イ 企業の工事成績評定点 (様式-2)				
	ウ 企業の同種工事の施工実績 (様式-3)				
	エ 企業の優良工事表彰 (優良工事施工団体表彰) (様式-4)				
	オ 配置予定技術者の資格 (様式-5)				
	カ 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-6)				
	キ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰 (様式-7)				
	ク 防災協定の締結実績 (様式-8)				
	ケ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績 (様式-9)				
	コ 県管理道路除雪業務の契約実績 (様式-10)				
	サ ボランティア活動等への参加実績 (様式-11)				



工事名が違う
⇒ 「入札の無効」

様式-1 提出日 平成26年12月22日

(特別簡易型 総合評価方式)
総合評価技術資料

発注者
〇〇県土整備事務所長 様

住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 島根県〇〇市〇〇町〇〇番地


商号又は名称 〇〇建設(株)
代表者氏名 〇〇〇〇

平成26年1月1日付けで入札公告のありました下記工事について、別添のとおり書類を添えて提出いたします。

1 工事名 県道〇線 道路改良工事

2 提出書類(下記項目の該当するもの)
 ○企業の工事成績評定点(様式-2-1, 様式-2-2)
 ○企業の同種工事の施工実績(様式-3)
 ○企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)(様式-4)
 ○配置予定技術者の資格(様式-5)
 ○配置予定技術者の継続学習(様式-6)
 ○配置予定技術者の優秀建設技術者表彰(様式-7)
 ○県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績(様式-8)
 ○県管理道路を含む除雪業務の契約実績(様式-9)
 ○防災協定の締結実績(様式-10)
 ○家畜伝染病防疫協定の締結実績(様式-11)


3 問い合わせ先
 担当者 〇〇〇〇
 部署 〇〇〇〇〇
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇




「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」が未記載又は記載の誤り(※)
⇒ 「入札の無効」

(※)以下の場合は、入札の無効としない

- ・「商号又は名称」欄で株式会社、有限会社などを略称で(株)、(有)と記載
- ・「商号又は名称」欄で支店名等を省略
- ・旧字体と新字体の違い





「技術資料表紙」が未提出
⇒ 「入札の無効」

(2) 虚偽の申請

- ① 添付資料を偽造し存在しない実績や他社の実績で申請したもの。

(3) 他工事の内容で技術資料を提出

- ① 「技術資料表紙」の工事名欄に他工事名が記載されているもの。

②添付資料の兼用を認める場合

次に該当しそれぞれの評価基準や審査基準と整合が確認できる場合、添付資料の兼用を認める。

- ・「企業の同種工事の施工実績」と「配置技術者の同種工事の施工経験」について、**同じ工事で提出**。
- ・「競争参加資格の配置技術者資格確認資料」と「配置予定技術者の資格」の評価について、**資格条件が同じ**。ただし、兼用による提出は、発注者側の競争参加資格と技術資料の審査担当者は異なることから、資料の所在確認など審査に負担が発生するため**好ましくない**。

なお、添付資料を兼用する場合は、該当評価項目の技術資料の左上の余白に分かりやすく「**〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する**」など記載するようお願いする。

③押印済資料で技術資料を提出する場合の取扱い（添付資料不要）

押印済資料は、発注者が添付資料の提出を不要と認めているので、**押印済資料に記載された内容で評価する**。

【様式-2-1】 評価項目(1)-①	企業の工事成績評定表 会社(企業名)名
対象工事	完成年度 当該年度(平成22年度)に完成及び引き渡し(完了) 発注機関 島根県(建設部、農林水産部、土木部) 工事種別 県庁舎(建設部)・県庁舎(土木部) 建設工事の種類 土木一式工事
工事成績評定表の平均 (小数第2位を四捨五入)	評 定 点
(1) 対象工事の工事成績評定表(企業)印刷を添付すること。 (2) 企業別については、各工事の契約における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。 (3) 算定対象工事件数が40件を超える場合、「工事成績評定表の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。 (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。	
必要に応じて設定する事項	島根県(建設部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象とする場合は、各工事の工事成績評定書の写し及び工事種別・種別を添付する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事の場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の説明書の写しを添付すること。
技術資料提出工事名	県道〇線 道路改良工事
提出事務所名	〇〇県土整備事務所
有効範囲	令和2年7月31日までに入札公告された工事
本表、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定表」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。	
技術資料の提出方法 別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します	(収受印) 収受
【注】押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。 ・各企業ごとの押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加重点はゼロとする。 ・収受印欄に収受印を併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県建設部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。	

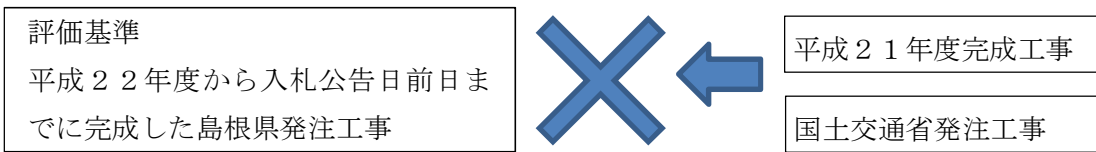
押印済資料
⇒添付資料の提出不要

【注①】 収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

ただし、押印済資料の評価対象条件（対象工事、有効範囲など）と当該入札案件で求めている条件と整合が取れていなければ、その押印済資料では評価できない。

(3)技術資料及び添付資料が評価基準と合致しない(事例)

- ①**企業の同種工事の施工実績**の評価基準が、「平成22年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注工事」の場合で、平成21年度に完成した工事の施工実績や国土交通省が発注した工事の実績で申請があったときは、その該当箇所。



※「企業の同種工事の施工実績」や「配置予定技術者の同種工事の施工経験」の評価基準は、入札案件毎に異なるので、その都度入札説明書で内容の確認が必要

- ②企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の評価基準が、「島根県内の公共工事において、〇年度から〇年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）」の場合で、下請企業表彰の実績で申請があったときは、その該当箇所。




- ③労働福祉関連（育児・介護休業に関する制度）の評価基準で求める内容が、就業規則等の資料から明確に確認できない場合、その当該箇所。

(例) 育児・介護休業に関する制度

評価基準 ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）で定める制度（※）を超える内容を含む制度を規定していること ～一部省略～ ※【育児・介護休業法】…〇〇頁「育児・介護休業法で定める制度」を参照。 ● 申請にあたっては、「制度の概要の分かる資料（就業規則等）」のうち育児・介護休業法に関係する部分を添付資料として提出する。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。 ～一部省略～

就業規則 (育児・介護休業、子の看護休暇等) 第〇条 労働者のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。 2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、 <u>「育児・介護休業等に関する規則」で定める。</u>

別に定める「育児・介護休業等に関する規則」が添付されてなく、法定を超える内容かの確認ができない。
--



<適切な提出方法>

工事名等の総括情報が確認可能

表紙を含め全て添付

最終ページ（工事費計が記載）まで添付

対象箇所を枠線で囲うなど分かりやすく！

<最終の見積参考資料であることの確認>

見積参考資料（総括情報表と工事内訳表）のみでは、実際の設計変更回数を確認できないため、最終の見積参考資料であるか判断できない。そのため、竣工検査済証（もしくは項目別評定点表）の写しと当初、変更を含む契約書全ての写しにより設計変更回数を確認する。

【見積参考資料（総括情報表と工事内訳表）】

工事名と設計変更回数を確認

「変更回数」欄：「2」

変更設計回数を確認したい

【竣工検査済証】

最終契約金額 48,300 千円

工期 H24.5.1 ~ H25.1.30

工期と最終契約金額を照合
⇒ 契約変更回数を確認

【契約書】

建設工事 当初契約

当初契約 42,000 千円
工期 H24.5.1 ~ H24.9.30

第1回変更契約

増額変更 4,200 千円
工期 H24.5.1 ~ H24.11.30

第2回変更契約

工期のみ変更
工期 H24.5.1 ~ H25.12.20

第3回変更契約

増額変更 2,100 千円
工期 H24.5.1 ~ H25.1.30

契約変更回数：3回

最終契約金額：42,000+4,200+2,100=48,300 千円

(5) 添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる

- ① 企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの「登録内容確認書」の写しの添付（竣工登録に限る。）が必要であるが、当初の「登録内容確認書」の写しが添付されていた場合、その該当箇所。
- ② 企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの「登録内容確認書」の写しの添付（竣工登録に限る。）が必要であるが、コリンズ・テクリスのシステムにおける工事实績データ確認表示画面を印刷したものなど発注者が指定した上記以外の資料が添付されていた場合、その該当箇所。

「登録内容確認書」の写し（竣工登録に限る。）のみ添付資料として有効

（竣工登録時の登録内容確認書）

竣工登録に限る

提供元：一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

- ③配置予定技術者の資格の申請にあたり、資格を確認できる資料として資格者証の写しの提出があったが、資格の更新期限が過ぎており、入札公告日前日時点での資格の保有が確認できなかつた場合、その該当箇所。(競争参加資格条件に該当する場合、当該配置技術者の申請は無効と取扱う。)

氏名 ○○ 生年月日
○○資格者証
交付番号
令和2年5月31日 まで有効

有効期限切れ
⇒ 「評価しない」

更新が必要な主な資格
・ 1級舗装施工管理技術者
・ のり面施工管理技術者
・ プレストレスコンクリート技士
・ グラウンドアンカー施工士

- ④労働福祉関連の状況（育児・介護休業に関する制度）の評価項目で、就業規則等は「原本と相異なることを代表者名で証明すること(押印のこと)」を条件としているが、「原本と相異ありません」等の記載がない、代表者名で証明がない又は押印がない場合、その該当箇所。

・・・について、原本と相異ありません。

代表者
○○ ○○

「原本と相異ありません」等の記載がない
⇒ 「評価しない」

押印なし
⇒ 「評価しない」

(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる(例外除く)

技術資料と添付資料の内容の不一致は
信憑性に欠けるため、評価しない。

【誤りの多い事例】

- (例1) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事 }
 コリンズ：平成25年度 △△事業 道路改良工事 } →事業が違う
- (例2) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事 }
 コリンズ：平成26年度 〇〇事業 道路改良工事 } →年度が違う
- (例3) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事 }
 コリンズ：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事 第2期 } →記述漏れ
 又は別事業
- (例4) 技術資料：請負金額 60,000,000 円 }
 コリンズ：請負金額 6,000,000 円 } →金額が違う
- (例5) 技術資料：施工実績、経験の工事成績評定点 78点 }
 工事成績評定通知書：工事成績評定点 76点 } →点数が違う
- (例6) 技術資料：資格の取得年月日 平成5年2月15日 }
 資格者証：資格の取得年月日 平成15年2月15日 } →日付が違う
- (例7) 技術資料：ボランティア活動年月日 平成27年6月26日 }
 活動内容の掲載新聞：ボランティア活動年月日 平成26年6月26日 }
- (例8) 技術資料に記載すべき事項と異なる内容を転記 →日付けが違う

<実際の契約>

契約業務名：◎◎維持管理業務
 発注機関名：松江県土整備事務所
 元請企業名：〇〇建設
 下請企業名：△△工務店

<△△工務店が提出した技術資料>

発注機関欄：〇〇建設
 (記載の誤り)

<正しく記載した技術資料>

発注機関欄：松江県土整備事務所
 (正しい)

【申請者の解釈の誤りによるもの】

(例1) 若手技術者・若手従業員の新規雇用(※)の評価項目で、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認したい内容と異なる項目を技術資料に記載

技術資料で申請する内容と、発注者が求めている資料が合致していないので、評価しない。

資料の提出状況

評価基準	技術資料	学校・学科の卒業証明書
(a) 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること	「有」を記載(誤り)	提出あり(評価基準以外の学校)
(b) 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること	「無」を記載	
(c) 上記(a)、(b)以外の若手従業員	「無」を記載(「有」が正しい)	(正しい解釈)

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択



※若手従業員の新規雇用は、平成27年6月1日以降入札公告する工事から適用
適用対象工事：標準型、施工体制確認型(2億円以上)

【例 外】

- ・ 明らかな文字変換による誤りで、審査に影響がないもの

(例1) ○海岸侵食 → ×海岸浸食
○管工事 → ×官工事



形も似ており、他に類推できるものが無いものと判断できるので、評価する。

- ・ 発注機関名の略称又は一部省略して技術資料に記載したもの

(例2) 技術資料：中国地整○○事務所
コリンズ：国土交通省中国地方整備局○○事務所



- ・ 施工場所・活動箇所・住所・所在地の略称又は一部省略して技術資料に記載したもの
(審査に影響がない範囲)

(例3) 評価対象地域を「島根県内」とした場合で名称を一部省略

技術資料：松江市
契約書：島根県松江市○○町地内



評価対象地域「島根県内」であることが特定できるので、評価する。

(審査に影響がある範囲)

(例4) 評価対象地域を「松江市宍道町地内」とした場合で名称を一部省略

技術資料：松江市
契約書：島根県松江市宍道町地内



評価対象地域「松江市宍道町地内」であることが特定できないので、評価しない。

- ・ 文字と文字の間にスペースがあるものとなないものの違い
- ・ 旧字体と新字体の違い
- ・ 漢字と平仮名の違い

(例5) ほ場整備 ⇔ 圃場整備



両者が同一なものであると判断できるので、評価する。

- ・ 契約工期（終期）の取扱い

(例6) 契約工期（終期）と実施完成日（竣工日）の混同による転記の誤り。ただし、添付資料に記載の契約工期（終期）、実施完成日（竣工日）以外の日付を転記した場合は軽微なものと判断しない。

資料の提出状況

資料名	契約工期（終期）	実施完成日（竣工日）
技術資料	H26. 11. 18 (転記の誤り)	
コリンズ	H26. 11. 30 (正しい)	-
工事成績評定 通知書	H26. 11. 30 (正しい)	H26. 11. 18 (正しい)

契約工期（終期）の欄に実施完成日（竣工日）を記載
⇒「評価する」（軽微な転記の誤り）



(例7) 契約工期(終期)より早く実施完成(竣工)した工事について、技術者従事期間(終期)欄に契約工期(終期)の日付を記載

従事期間(終期)の欄に契約工期(終期)の日付を記載
⇒「評価する」(軽微な転記の誤り)

資料の提出状況

資料名	契約工期(終期)	技術者従事期間(終期)	実施完成日(竣工日)
技術資料	H26. 11. 30	H26. 11. 30 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26. 11. 30	H26. 11. 18 (正しい)	-
工事成績評定通知書	H26. 11. 30	-	H26. 11. 18 (正しい)

【押印済資料に関する事例】

(例1) エクセル形式の電子ファイル(参考資料)の企業入力シート「3.押印済資料で提出する評価項目」の「押印済資料での提出」欄の選択の誤りによるもの

- ① 「押印済資料での提出」欄で「有」を選択・・・次項のとおり

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

別添押印済資料を提出しますので、本書の提出は省略します

誤った提出方法
⇒ 「評価する」
(軽微な解釈の誤り)

【正しい提出方法】 押印済資料の写しをPDF形式で提出

【誤った提出方法(1)】 押印済資料を提出せず、申請内容を記載した技術資料と添付資料をPDF形式で提出 (提出資料で審査する)

【誤った提出方法(2)】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方をPDF形式で提出 (押印済資料の写しで審査する)

② 「押印済資料での提出」欄で「無」を選択

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法
本技術資料を提出します

誤った提出方法
⇒ 「評価する」
(軽微な解釈の誤り)



- 【正しい提出方法】申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出
【誤った提出方法(1)】押印済資料の写しのみ PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで審査する)
【誤った提出方法(2)】押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで審査する)

③ 「押印済資料での提出」欄が未記入

技術資料を提出する場合は、「有」、「無」のどちらかを選択してください。

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法
「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください

誤った提出方法
⇒ 「評価する」
(軽微な解釈の誤り)



※押印済資料の発行の取り扱いについて・・・次項のとおり

「押印済資料での提出」欄の選択を誤って技術資料を提出した場合、申請内容に誤りがなければ、発注者が技術資料の「技術資料の提出方法」の欄に斜線等を追記した上で、押印済資料を発行します。

(例1) の①「押印済資料での提出」欄で「有」を選択

<企業入力シート>

3.押印済資料で提出する評価項目
 発注者収受印欄に押印した技術資料の写し(以下「押印済資料」という。)で技術資料を提出する評価項目がある場合は、表のB列(赤枠)に「有」を、ない場合は「無」を選択してください。
 「有」を選択した評価項目は、このファイルで技術資料を作成する必要はありません。押印済資料のみ提出してください。

<企業>	押印済資料での提出	様式名
	有	企業の工事成績評定点(様式-3-1、様式-3-2)
	有	企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)(様式-5)
<地域貢献>	押印済資料での提出	様式名
	有	

<技術資料>

(様式-2-1)
 評価項目(1)-①

企業の工事成績評定点
 会社(企業名): ○○建設

対象工事	完成年度	平成29年度から令和元年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、ふゆ・土壌改良工事、しゅんせつ工事

工事成績評定点の平均
 (小数第2位を四捨五入) 3 件 80.0 点

技術資料提出工事名: [E] ○○建設(△△工区)防災安全交付金(改修)工事(◎月補正)

提出事務所名: ○○県土整備事務所

有効範囲: 令和3年7月31日までに入札公告された工事

技術資料の提出方法
 別添押印済資料を提出しますので、本書の提出は省略します

(収受印)
収受

「押印済資料での提出」欄で「有」を選択
 ⇒押印済資料のみ提出

押印済資料とは、発注者収受印欄に押印した技術資料をいう
 表彰の写し、資格者証の写しなど押印がある資料ではない

※押印済資料の発行の取り扱いについて

発注者が斜線等を追記

対象工事	完成年度	平成29年度から令和元年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、ふゆ・土壌改良工事、しゅんせつ工事

技術資料提出工事名: [E] ○○建設(△△工区)防災安全交付金(改修)工事(◎月補正)

提出事務所名: ○○県土整備事務所

有効範囲: 令和3年7月31日までに入札公告された工事

技術資料の提出方法
~~別添押印済資料を提出しますので、本書の提出は省略します~~

(収受印)
収受

申請内容に誤りなし
 ⇒押印済資料発行(既に発行している場合を除く)

(例2) 押印済資料の評価対象条件(対象工事、有効範囲など)と当該入札案件で求めている条件と整合が取れていない場合

(様式-4) 評価項目(1)~③		資料① 公告のあった工事の技術資料
企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業体)名:		
対象となる年度・機関等	島根県内の公共事業において、平成28年度から令和2年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事を受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)	
工事種別	プレストレストコンクリート構造物工事(旧プレストレストコンクリート工事)	
建設工事の種類	土木一式工事	
表彰者の区分	受賞年度	表彰者を選択 ※竣工年度ではありません 「契約工事名」、「表彰状記載工事名」
工事名の区分	工事名	
工事種別		
建設工事の種類		
(1) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。 (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。 (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。 (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。		
技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事		
提出事務所名: 〇〇県土整備事務所		
有効範囲: 令和3年7月31日までに入札公告された工事		
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。		
技術資料の提出方法	(収受印)	
「企業入カシート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい		
【注】・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。 ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。 ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。		

(1)ある工事の公告があり、企業の優良工事表彰の技術資料は資料①のとおり

(2) (株)〇〇建設は押印済み資料(資料②)を提出

(3)技術資料(資料①)で求めている評価対象(対象工事、有効範囲など)と、押印済み資料(資料②)の評価対象の内容が異なる

(4) 押印済み資料(資料②)は技術資料(資料①)と見なせないで、当該工事の企業の優良工事表彰の加算点はゼロ点




(様式-4) 評価項目(1)~③		資料② 参加企業から提出された押印済み資料
企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業体)名:		
対象となる年度・機関等	島根県内の公共事業において、平成28年度から令和2年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事を受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)	
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事	
建設工事の種類	土木一式工事、土木一式コンクリート工事、セカンセツ工事	
表彰者の区分	受賞年度	表彰者を選択 ※竣工年度ではありません 「契約工事名」、「表彰状記載工事名」
工事名の区分	工事名	
工事種別		
建設工事の種類		
(1) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。 (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。 (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。 (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。		
技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事		
提出事務所名: 〇〇県土整備事務所		
有効範囲: 令和2年7月31日までに入札公告された工事		
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。		
技術資料の提出方法	(収受印)	
本技術資料により提出します	収受	
【注】・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。 ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。 ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。		

← 工事種別がプレストレストコンクリート構造物工事でない

← 有効範囲が過ぎている

※押印済資料を提出する場合は、その評価対象が、当該入札案件で求めている条件と合致することが必要
合致しない場合は、通常どおり必要な技術資料と添付資料を提出すること

(参考) 1つの押印済資料に複数の評価対象が記載されている場合の取扱い
(例3)

(様式-5)		配置予定技術者①、②、③共通	
評価項目(2)-①			
配置予定技術者の資格			
会社(企業体)名: _____			
対象:配置予定の主任(監理)技術者が保有する次の資格			
1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士			
配置予定技術者氏名	保有する資格名称	取得年月日	
① 島根花子	1級土木施工管理技士	平成15年11月28日	
② 島根太郎	1級土木施工管理技士	平成22年11月20日	
③ 島根英恵	1級土木施工管理技士	平成30年11月25日	
(1) 資格の確認できる証明書等の写しを添付すること。 (2) 資格は入札公告日前日時点(令和2年8月4日時点)で保有する資格とする。 (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。 (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。			
技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事			
提出事務所名: 〇〇県土整備事務所			
有効範囲: 令和3年7月31日までに入札公告された工事			
対象技術者: 上記①～③の配置予定技術者のうち、上記資格保有者			
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「配置予定技術者の資格」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。 ただし、資格を新たに取得し、加算点に変更が生じた場合は、技術資料及び必要な添付資料を再提出すること。			
①配置予定技術者:島根花子	技術資料の提出方法	(収受印) 	
別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します			
②配置予定技術者:島根太郎	技術資料の提出方法		
別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します			
③配置予定技術者:島根英恵	技術資料の提出方法		
別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します			
【注】・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。 ・対象資格が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。 ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。			

①、②、③の何れの技術者の押印済資料としても、提出できる。

※参加資格申請と同一な技術者であるか、確認すること

(8)技術資料、添付資料の文字や数字が判読できない

- ①A4サイズで紙出力した際に文字や数字が小さい、潰れているなど、**技術**審査に必要な箇所が不鮮明で**判読できない**と発注者が判断した場合、その該当箇所。(技術資料で記入が必要な事項、実績等を確認する上で必要な情報が記載されている箇所等を対象範囲とする。)

●審査に必要な箇所について

- ・評価基準に該当する箇所
- ・技術提案の提案根拠となる添付資料（提案根拠となる箇所がアンダーライン等で明示されている範囲のみ対象とする）

●判読できないと判断する可能性がある事例について

- ・文字や数字が小さいもの、潰れているものをそのままスキャナーしPDF形式に変換した資料
- ・解像度が低い設定でPDF形式に変換した資料
- ・複数ページを集約してA4サイズ1枚にした資料（コリント、契約書、就業規則等）
- ・虫眼鏡など使用しないと判読が困難な資料
- ・文字や数字が極端に濃い又は薄く、判読が困難な資料

ただし、提出時に審査に必要な箇所の文字化けがあり、原因が発注者なのか企業なのか不明な場合については追加資料の提出を求める。(統一事項5. 追加資料の提出を求める場合の(1)のとおり)

4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合の具体事例

(1) 工事成績評定点に関する評価

発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合は、入札公告の工事種別の条件や工事成績評定通知書等の発注者保有資料を照査し正しいものにより評価する。

(例1) 工事成績評定点が一致しない

発注者保有資料 (平均点75点) A工事 70点 (誤り) B工事 75点 C工事 80点	企業提出書類 (平均点76点) A工事 73点 (正しい) B工事 75点 C工事 80点
---	---

評価は、3件、平均点76.0点で行う。

※この場合、企業提出書類が正しいことから企業提出書類で評価

(例2) 工事件数が一致しない

発注者保有資料 (平均点75点) A工事 70点 (正しい) B工事 75点 C工事 80点	企業提出書類 (平均点77.5点) A工事 申請なし (誤り) B工事 75点 C工事 80点
--	---

評価は、3件、平均点75.0点で行う。

※この場合、発注者保有資料が正しいことから発注者保有資料で評価

(2) 工事成績評定点以外の評価

① 過小申請と判断

(例1)

実際の表彰実績 ○○工事 局長表彰 ○△工事 県所長表彰	企業提出書類 (過小申請) ○△工事 県所長表彰
------------------------------------	-----------------------------

企業提出書類 (過小申請) により評価する。

② 企業提出書類に誤りがあると判断

(例2)

実際の表彰実績 ○○工事 局長表彰 (令和元年度表彰)	企業提出書類 (誤り) ○○工事 局長表彰 (平成30年度表彰)
-----------------------------------	--

実際の表彰実績に対し企業提出書類に誤りがあるため、当該申請箇所は評価しない。

③ 発注者保有資料に誤りがあると判断

(例3)

発注者保有資料 (誤り) ○△工事 県所長表彰	企業提出書類 (実際の表彰実績) ○○工事 局長表彰 ○△工事 県所長表彰
----------------------------	---

発注者保有資料を修正の上、企業提出書類により評価する。

5. 追加資料の提出を求める場合の具体事例

(1) 提出書類では適正に審査ができないと判断(特例)

① コリンズで島根県以外の機関の発注工事実績が確認された場合（工事成績評定点）

(例1)

評価基準 完成年度：平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡しが完了した工事 発注機関：島根県（総務部、農林水産部、土木部）及び中国地方整備局 工事種別：一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く全工種
--

<申請状況>

申請資料（平均点75点） A工事 70点（県工事） B工事 75点（県工事） C工事 80点（県工事）
--

コリンズ D工事 （中国地方整備局）

D工事が工事成績評定対象工事か判断できない

追加資料の提出（提出期限は、提出を求めた日から起算して2日以内（休日を含まない））

<審査の方法>

D工事が工事成績評定対象工事の場合 申請資料（平均点76点） A工事 70点（県工事） B工事 75点（県工事） C工事 80点（県工事） D工事 79点（中国地方整備局）

D工事が工事成績評定対象工事でない場合 申請資料（平均点75点） A工事 70点（県工事） B工事 75点（県工事） C工事 80点（県工事）

追加資料が未提出の場合 適正に審査できない ⇒「評価しない」

② 入札公告時点で発注者が想定していない事例が発生し、統一事項6.（2）に該当（個別に判断）する事例のうち、追加資料の提出を求めないと適正に審査ができないと判断した場合。ただし、企業提出書類は、入札説明書又は技術資料で発注者求めた条件を満たしている場合に限る。

【建築関連工事】

- ③企業の同種工事の施工実績や配置予定技術者の同種工事の施工経験において、請負金額による実績を求めた工事で、次に該当する場合。

入札説明書において、「1 契約で〇〇円以上で完成及び引き渡しが完了した建築物に係る建築一式工事（改修工事を除く。）」や「1 契約で△△円以上で完成及び引き渡しが完了した建築物に係る電気設備工事（建築物の既存部分に係る設備の改修及び新設工事を除く。）」など、面積などの工事規模ではなく、請負金額により同種工事の施工実績や施工経験を求める工事において、同種工事以外の工種が含まれる工事(※)を施工実績や施工経験として提出する場合は、同種工事部分の工事費を示した「工事種別毎の工事費一覧」や「工事内訳書」などの資料の添付が必要となる。

この際、添付された資料の工事種別の区分けの方法やそれぞれの工事費の妥当性等に疑義がある場合。

(※) 同種工事以外の工種が含まれる工事の例

- ①新築工事に既存建物の解体工事が含まれている工事
- ②増築工事に既存部分の改修工事が含まれている工事

【附則】

1. この取扱いは、平成27年1月1日以降入札公告する工事から適用する。
2. この取扱いは、平成27年4月1日以降入札公告する工事から適用する。
3. この取扱いは、令和2年8月1日以降入札公告する工事から適用する。